

1 趣旨

国立大学法人室蘭工業大学（以下「本学」という。）は、高度情報化社会の進展や学術研究及び教育活動の高度化に対応し適正かつ円滑に業務を運営するため、本学の保有する教育研究、社会貢献及び国際交流等に係る各種情報について、セキュリティを確保するものとする。

2 適用範囲

本ポリシーの適用範囲は、本学で業務上取り扱われる全ての情報及び情報システム（以下「情報資産」という。）とし、情報を記録・保存するために用いられるものとして、電磁的記録又は紙等媒体の種類を問わない。

3 対象者

本ポリシーの対象者は、本学の構成員（学生・教職員・非常勤職員等を含む）に加えて、学外者等の臨時的利用者を含む本学の情報資産の運用若しくは管理又は利用に関わるすべての者とし、本ポリシー及び学内の関係する諸規程を遵守しなければならない。

4 管理体制

本学は、情報資産の管理を円滑かつ効果的に行うため、最高情報セキュリティ責任者（C I S O）をトップとした管理体制を定めるとともに、情報セキュリティインシデントへの対応をはじめとする本学の情報資産を適切かつ有効に活用するための環境を整備する。

5 規程等の整備

本学は、情報資産の管理に関する規程等を整備するとともに、定期的に見直しを行い、直面する問題の解決に適切に対応できるよう運用する。

6 教育・研修の実施

本学は、情報セキュリティに係る意識及び技術の向上を目的に、継続的に対象者への教育・研修を実施し、情報セキュリティレベルを適切に維持する。

附 則（平成28年度）

この要項は、平成29年3月27日から実施する。